







参考資料2 リスク評価の実施状況一覧（令和2年7月時点）

No.	物質名	CAS No.	ばく露作業報告								備考	打ち切り	有害性評価				初期リスク評価報告書				詳細リスク評価報告書				特別規則規制												
			初回				再告示						小検討会	小検討会	小検討会	検討会	報告書		検討会		報告書		措置	ステータス													
			コード	対象年	報告年	報告数	コード	対象年	報告年	報告数			実施年	回次	実施年	回次	実施年	回次	実施年	回次	報告年月	No.			経気道リスク評価	実施年	回次	結果	報告年月	No.							
179	チオ尿素	62-56-6	202	2015	2016	58											2019	3	2018	1	2019	3	2019	3	2020年3月	111	リスク高い										
180	チオりん酸O・O-ジメチル-O-（3-メチル-4-ニトロフェニル）（別名フェニトロチオン）	122-14-5	203	2015	2016	14											2020	1	2018	1	2020	1															
181	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）	137-26-8	205	2015	2016	62											2019	3	2018	1	2019	2	2019	2	2020年3月	112	リスク高い										
182	1-ナフチル-N-メチルカルバマート（別名カルバリル）	63-25-2	206	2015	2016	5											2019	4	2017	1	2019	3															
183	ニトリロ三酢酸	139-13-9	207	2015	2016	7																															
184	N-[1-(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル（別名ベノミル）	17804-35-2	208	2015	2016	6													2017	1																	
185	フェノチアジン	92-84-2	209	2015	2016	23																															
186	プロモジクロロメタン	75-27-4	210	2015	2016	1													2017	1																	
187	1-ニプロモプロパン	106-94-5	211	2015	2016	228											2019	4	2017	1	2019	3	2019	3	2020年3月	113	リスク高い										
188	ほう酸ナトリウム（四ホウ酸二ナトリウム+水和物に限る。）	1303-96-4	213	2015	2016	115																															
189	メチルヒドリン	60-34-4	214	2015	2016	6																															
190	アセトンシアノヒドリン	75-86-5	215	2016	2017	4																															
191	1-ニアリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	106-92-3	216	2016	2017	19											2020	1	2019	1	2020	1															
192	エチレンジニトロペンゼン	16219-75-3	217	2016	2017	8											2019	4	2018	1	2019	3	2019	3	2020年3月	114	リスク低い										
193	2-ニトロニトロペンゼン	88-73-3	219	2016	2017	3																															
194	2-(ジエチルアミノ)エタノール	100-37-8	220	2016	2017	19											2020	1	2019	1	2020	1															
195	2,4-ジクロロペンタキシル酸	94-75-7	221	2016	2017	1											2019	4	2018	1	2019	3	2019	3	2020年3月	115	リスク低い										
196	2,6-ジニトロニトロペンタキシル酸	128-37-0	222	2016	2017	321													2020																		
197	ジチオりん酸O・O-ジメチル-S-1,2-ビス（エトキシカルボニル）エチル（別名マラチオン）	121-75-5	223	2016	2017	4													2020																		
198	炭化けい素（ウイスキー及び繊維状のものに限る。）	409-21-2,308076-74-6	224	2016	2017	17													2020																		
199	チオりん酸O・O-ジエチル-O-（2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル）（別名ダイアジノン）	333-41-5	225	2016	2017	6																															
200	2,4,6-トリクロロベンゼン	88-06-2	227	2016	2017	0	241	2018	2019	3																											
201	N-ニトロソフェニルヒドロキシルアミンモニウム塩	135-20-6	228	2016	2017	4																															
202	ヒドロキノン	123-31-9	229	2016	2017	87													2020																		
203	N-(ホスホメチル)ニグリン（別名グリホサート）	1071-83-6	230	2016	2017	7																															
204	メタグリル酸2,3-エポキシプロピル	106-91-2	231	2016	2017	83											2019	4	2018	1	2019	3	2019	3	2020年3月	116	リスク高い										
205	アクロレイン	107-02-8	233	2017	2018	4											2020	1	2019	1	2020	1															
206	N-イソプロピル-N'-フェニルベンゼン-1,4-ジアミン	101-72-4	234	2017	2018	45																															
207	塩化水素	7647-01-0	235	2017	2018	1,476																															(第三類物質)
208	硝酸	7697-37-2	237	2017	2018	826																															(第三類物質)
209	亜硝酸	7664-39-3	238	2017	2018	359																															(特定第二類物質)
210	硫酸	7664-93-9	239	2017	2018	2,046																															(第三類物質)
211	テトラヒドロフラン	109-99-9	240	2018	2019	318																															(第二種有機溶剤)
212	フルフリルアルコール	98-00-0	242	2018	2019	197																															
213	アスファルト	8052-42-4, 62742-93-4他	243	2019	2020																																
214	エチレンジニトロペンタキシル酸（別名ブチルセロソルブ）	111-76-2	244	2019	2020																																(第二種有機溶剤)
215	オルトクレゾール	95-48-7	245	2019	2020																																(第二種有機溶剤)
216	シクロヘキサノン	108-94-1	246	2019	2020																																(第二種有機溶剤)
217	1,1-ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）	75-35-4	247	2019	2020																																
218	フルフラール	98-01-1	248	2019	2020																																
219	メチルターシャリブチルエーテル（別名MTBE）	1634-04-4	249	2019	2020																																
220	トリブチル化合物（三酸化トリブチンに限る。）	1313-27-5	250	2020	2021																																

※1 リスク評価対象物質のカウント上、下記のは一つと数える。  
 > 「酸化チタン (IV)」「酸化チタン (IV) ナノ粒子」  
 > 「コバルト化合物（塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る。）」「コバルト及びその化合物（塩化及び硫酸コバルトを除く）」  
 > 「インジウム及びその化合物」「りん化インジウム」

※2 リスク評価の結果、一部作業においてリスクが高いと判断されたため、職業がん予防の観点から、「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」（2013）における検討において、先行して規制することが適当と判断されたもの。